

安城市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 6 0 号

安城市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

安城市建築基準法施行細則（昭和 5 8 年安城市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「法第 6 条第 1 項第 4 号」を「政令第 1 4 8 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号」に改める。

第 5 条中「第 6 条第 1 項（」の次に「法第 8 7 条の 4 又は」を、「建築物」の次に「、建築設備」を加える。

第 9 条第 1 項中「第 6 条第 1 項（」の次に「法第 8 7 条の 4 又は」を加え、同項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2）省令別記第 8 号様式による申請書の第 2 面

第 9 条第 2 項中「第 6 条の 2 第 1 項（」の次に「法第 8 7 条の 4 又は」を加える。

第 1 8 条第 1 項中「第 1 8 条第 2 項（」の次に「法第 8 7 条の 4 又は」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 第 4 条第 2 項の規定は、法第 1 8 条第 2 0 項（法第 8 7 条の 4 又は法第 8 8 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき完了の通知（法第 1 8 条第 2 項の通知に係る工事に係るものに限る。）をしようとする場合に準用する。
第 1 8 条に次の 3 項を加える。

3 第 4 条第 4 項の規定は、法第 1 8 条第 4 項（法第 8 7 条の 4 又は法第 8 8 条第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき計画の通知をしようとする場合に準用する。

4 第 5 条並びに第 9 条第 1 項及び第 3 項の規定は、法第 1 8 条第 3 項（法第 8 7 条の 4 又は法第 8 8 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき確認済証の交付があった場合に準用する。この場合において、第 9 条第 1 項第 2 号

中「別記第 8 号様式による申請書」とあるのは「別記第 4 2 号の 7 様式による計画通知書」と、同項第 3 号中「別記第 1 0 号様式による申請書」とあるのは「別記第 4 2 号の 9 様式による計画通知書」と読み替えるものとする。

- 5 第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定は、法第 1 8 条第 4 項の規定に基づき確認済証の交付があった場合に準用する。この場合において、第 9 条第 2 項中「第 3 条の 5 第 3 項第 1 号イからニまで」とあるのは「第 8 条の 2 第 7 項第 1 号イからニまで」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。